

第 22 回 京都地方労働審議会家内労働部会 議事要旨

令和 6 年 2 月 21 日

開催日時	令和 6 年 2 月 21 日（水）午前 9 時 55 分～午前 0 時 15 分（140 分間）		
場 所	京都労働局 6 階会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 3 名	欠席 0 名
	家内労働者代表委員	出席 3 名	欠席 0 名
	委託者代表委員	出席 3 名	欠席 0 名
主要議題	1 家内労働の現状についての説明 2 京都府丹後地区絹織物業家内労働実態調査の結果等についての説明 3 京都府丹後地区絹織物業最低工賃の改正の必要性について		
議事要旨・議事録			
本会議は 公開 ・非公開			
1 部会長により議事進行が行われた。事務局から委員全員出席により定足数を満たしている旨、報告。			
2 事務局から、配付資料に基づき京都府下における家内労働の現状等について説明。 事務局から続いて、令和 5 年 11 月に実施した「京都府丹後地区絹織物業家内労働実態調査」の結果等について説明。			
3 その後、京都府丹後地区絹織物業最低工賃の改正の必要性に関する審議を行なった。委員間の意見が分かれたため採決となり、「改正の必要性あり」5 人、「改正の必要性なし」3 人で、同最低工賃について、「改正する必要がある」との結論となった（部会長は採決不参加、賛否同数のときのみ判断することとなる）。 また、現行の最低工賃の枠組みでは、家内労働者の工賃、就労環境、業界慣行等の抜本的改善が図られ難く、地方労働審議会において、長期的な取り組みに向けた検討を行う必要があるとの意見に基づき、「最低工賃の枠組みについての見直しの必要性」についても採決が行われ、全会一致で「最低工賃の枠組みについての見直しの必要性あり」との結論に達した。			
4 事務局から、平成 6 年 3 月 15 日開催予定の京都地方労働審議会において、部会長より「京都府丹後地区絹織物業製造業最低工賃の改正の必要性がある。」旨の部会長報告を行い、併せて京都労働局長から同工賃の改正を諮問する予定である旨を説明した。			
以上			